

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月13日

【中間会計期間】 第41期中(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 清水 大 輔

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025) 232 - 0008

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 兼 管理本部長 吉 田 勝 一

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025) 232 - 0008

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 兼 管理本部長 吉 田 勝 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第40期	第41期	第40期
		中間連結会計期間 自 2023年11月1日 至 2024年4月30日	中間連結会計期間 自 2024年11月1日 至 2025年4月30日	自 2023年11月1日 至 2024年10月31日
売上高	(千円)	9,792,552	9,302,751	18,414,028
経常損失()	(千円)	192,799	149,329	577,243
親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失()	(千円)	218,618	262,226	717,624
中間包括利益又は包括利益	(千円)	214,214	255,963	719,631
純資産額	(千円)	2,186,185	1,298,460	1,617,769
総資産額	(千円)	17,349,705	14,814,335	15,780,360
1株当たり中間(当期) 純損失金額()	(円)	14.00	16.8	45.97
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	12.4	8.5	10.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,107,060	490,003	795,864
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	18,367	74,079	117,916
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	958,924	641,498	1,495,561
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	1,727,212	901,513	978,928

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。文中における将来に関する事項は、中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当社グループは、主軸である蔦屋書店事業の売上減少の影響により、2022年10月期以降、3期連続の営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識していません。

このような中、当社グループは、当該状況を解消又は改善するために、2024年10月期を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定しており、主に以下の施策を実行して早期の黒字化を目指してまいります。

新たな売上高の創出

“蔦屋書店”のリモデル化へのチャレンジとして、DAISOの導入、ふるいちトップブックスへの切り替え拡大、ガシャポンバンダイオフィシャルショップの強化・拡大、フィットネス事業への進出(フランチャイズ加盟)、リーシング(テナント誘致)の強化を進め、新たな売上高を創出してまいります。

不採算店の早期撤退・新規出店

撤退選定方針に基づき、収益改善が難しい店舗は契約満了時及び早期での撤退を検討・計画しております。(最大19店舗)また、2022年9月30日に長野県佐久市にオープンした蔦屋書店佐久平店を一つの収益店舗モデルとして、新規出店を最大6店舗想定しております。

グループ企業との連携

当社グループ企業のそれぞれの強みを生かしサービス連携し相互売上UPを目指してまいります。ライフリニューを提案し、新たな経済圏の創出をしてまいります。

2025年4月末現在における中期経営計画の進捗状況は下記のとおりであります。

新たな売上高の創出

2025年4月末現在において、DAISOの導入、ふるいちトップブックスへの切り替え、ガシャポンバンダイオフィシャルショップの導入については、計画していた店舗への展開を概ね完了しております。フィットネス事業への進出(フランチャイズ加盟)につきましては、出店コストや事業リスク等を勘案し、現在は、当社が新規事業で行う形ではなく、フィットネスジムの運営会社を当社物件へテナントとして誘致する形で進めており、2025年4月に1店舗への誘致が完了しました。フィットネス事業については中期経営計画において前連結会計年度より導入する計画としておりましたので、フィットネス事業の展開方法の変更及び遅れは、中期経営計画において計画した連結営業損失と乖離する要因となりました。なお、将来的に、フィットネス事業を当社の新規事業として行うことも並行して検討を続けております。

リーシング(テナント誘致)の強化については、建築単価の上昇により小売業全体での出店コストが増加傾向であることから、当社店舗へテナントとして出店したいという引き合いは増加しております。前述のフィットネスジムに加えて様々な案件の交渉を進めており、テナント料や当社事業へのシナジー効果を勘案し、テナント選定を進めております。

上述のほか、ドロップショッピングモデルのEC店舗(楽天市場トップカルチャーBOOKSTORE、楽天市場2号店、Amazon店、ANAモール店)の出店拡大や、コスメのECサイトを運営するノイン株式会社と提携したリアルコスメショップ「NOIN beauty」の展開拡大など、新たな売上高の創出に向けて取り組んでおります。

不採算店の早期撤退・新規出店

2024年10月期においては、11店舗の撤退、1店舗の新規出店を計画しておりましたが、6店舗を閉店し、1店舗を新規出店いたしました。2025年10月期においては、前年度の計画から撤退が遅れている店舗に加えて9店舗の撤退、2店舗の新規出店を計画しておりましたが、2025年4月末現在においては、7店舗の撤退が完了しており、新規出店はありません。閉店時期が当初計画より遅れている店舗がありますが、これは主として当社の撤退後の店舗に後継の賃借人をマッチングさせ、撤退コストを縮小させることを目的としております。閉店時期の遅れは、中期経営計画において計画した連結営業損失と乖離する要因となりますが、撤

退コストは縮小しているため、特別損失の減少に寄与することになります。

グループ企業との連携

当社グループ企業のそれぞれの強みを生かしサービス連携し相互売上UPを目指しており、特に2023年6月にタリーズコーヒーを運営する株式会社メソッドカイザーを子会社化し、当社との連携強化に努めてまいりました。その結果、株式会社メソッドカイザーの当中間連結会計期間の売上高は前年同期比104%の588百万円となり、順調に推移しております。また、グループ企業間における会員連携により、新しい顧客体験やサービスを提供するために、自社会員IDの構築を準備しております。

このような状況において、当中間連結会計期間の業績は、売上高9,302百万円、営業損失111百万円、親会社株主に帰属する中間純損失262百万円の実績となり、中期経営計画をベースに作成しております当中間連結会計期間の連結業績予想の売上高9,876百万円、営業利益113百万円、親会社株主に帰属する中間純損失57百万円は未達となりました。未達要因は上述しております、フィットネス事業への展開方法の変更及び遅れが生じたこと、不採算店舗の撤退の遅れが生じたことが主な要因となります。

中期経営計画の一部に変更・遅れが生じているものの、中期経営計画で計画している施策の多くは計画どおり進捗しており、収益改善は進んでおります。

また、メインバンクをはじめとした取引金融機関とは密接な関係を引き続き維持できるよう努力しております。今後の資金調達においても、資金計画に基づき想定される需要に対応できる資金も十分確保できるものと考えており、加えて、在庫圧縮を進めていくことで資金繰りの更なる改善を図る計画であります。したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、物価上昇の影響から、企業の雇用・所得環境の改善傾向が広がりましたが、実質賃金の上昇が伴わず、消費者マインドに弱さが見られました。また、業種や業態の垣根を越えた販売競争の激化や、人件費や原材料価格の上昇、加えて、為替相場の急激な変動や不安定な海外情勢・政策動向の影響から、依然として先行き不透明な状況が続いております。個人消費も、物価高騰が家計の負担となる中、コスパを求める消費と、支出を惜しまない積極的な消費と、慎重に消費対象を選ぶ傾向が強まっています。

このような状況のもと、中期経営計画（2024/10月期～2026/10月期）の2年目として、読書文化を継承していくための“持続可能な書店創り”の方針のもと、書籍を中心とした“書籍× ”による店舗の付加価値を追求してまいりました。本から繋がる／本へと繋がる業種や品揃え、イベント、サービス等の複合化を推進し、新規来店や再来店の創出に取り組んでおります。

取り組みの中心となります書籍は、出版取次の株式会社トーハンの連携強化を継続、書籍の品揃えの充実を図るとともに、店舗ではオリジナル企画やフェアを多数展開、また、本の購入を“売る”から“贈る”スタイルの企画も新たに実施いたしました。一方、EC販売も1年で5店舗に出店を拡大、前年比495%と大幅に上回り、リアルとネットの両輪で売上と読書と触れ合う機会を創出いたしました。加えて、読書に触れ合うイベントを開催したり、書店以外で本を贈り合う“ブックライブラリー”を開設し、読書文化継承の新たな取り組みも挑戦いたしました。今後は、公共事業への参入も検討しており、書店がない市町村に読書との出会い創出の取り組みにも尽力してまいります。

また、創業当初からの複合書店の強みを活かし、書籍と掛け合わせた業種や商品で蔦屋書店事業とのシナジー効果最大化を推進いたしました。日常を豊かに、非日常の発見に繋がるオリジナリティを追求、ガシャポンバンダイオフィシャルショップやコスメECサイト企業と提携したりリアルコスメショップ「NO IN beauty」の展開拡大、タリーズコーヒーの飲食事業やゲーム・トレカ販売事業の強化・拡大も継続して進めております。加えて、人気通販ショップや観光地物産展等のPOP UPショップ、新規ファッションアイテムや全国有名店の人気お取り寄せ食品、シーズン企画等の展開拡大により、来店機会を創出するとともに、書籍との併売率上昇に取り組み、特撰雑貨文具は既存店前年比107.0%と堅調に成長しております。今後は、当社で取り扱っております特撰雑貨文具を他の書店でも展開し、当社出店エリア外でも持続可能な書店創りに貢献してまいります。

さらに、売場効率向上による収益改善を目的とした店舗改装を実施いたしました。既存店舗の取扱い事業や商品を見直し、書籍を中心に、よりご来店いただく楽しさを感じていただける店舗に生まれ変わらせることで、お客様

に感動・発見を体験してもらい、再来店へと繋がり、結果持続可能な書店となるよう改装を進めております。併せて、店舗の運営効率化も引き続き見直しを行い、コスト削減だけではなく従業員が働きやすい環境を整えることで、中期経営計画の方針・目標達成に向け、進んでまいります。

なお、グループ会社でありますスポーツ関連事業、訪問看護事業、飲食事業、ゲーム・トレカ販売事業につきましては、売上高が前年中間期を上回り、連結業績に寄与いたしました。グループビジョンであります「MAKE LIFE VALUE.」のもと、蔦屋書店事業を軸とした各子会社との連携を強化しております。スポーツ以外の学びを通して子供たちの可能性を応援、地域のお客様へ読書習慣を拡大し、イベント開催を通じて体験や感動を届け、コミュニティを創出、サステナビリティの高まりに伴うリユースの強化にも取り組みました。

第41期上期の店舗状況におきましては、群馬県の1店舗が商業施設全体の大規模リニューアルに伴い一時休業のため営業を終了、他新潟県など6店舗の営業を終了し、店舗数は46店舗となりました。その他グループ子会社のオープンが2店舗、1店舗営業終了があり、グループ全体の店舗数は98店舗（2025年4月30日時点）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高9,302百万円（前年同期比95.0%）、営業損失111百万円（前中間連結会計期間は営業損失162百万円）、経常損失149百万円（前中間連結会計期間は経常損失192百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失262百万円（前中間連結会計期間は親会社株主に帰属する中間純損失218百万円）となりました。

売上・利益の増減要因

売上面につきましては、店舗数の減少の影響等により、当社グループの主軸である蔦屋書店事業全体の売上高は8,379百万円（前年同期比93.6%）となりました。

利益面につきましては、徹底したコスト管理を行い販管費の削減に努めました。一方で人件費の上昇、閉店や改装等に伴うコスト増加により、営業損失111百万円（前中間連結会計期間は営業損失162百万円）、経常損失149百万円（前中間連結会計期間は経常損失192百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失262百万円（前中間連結会計期間は親会社株主に帰属する中間純損失218百万円）となりました。

セグメントの状況は、次のとおりです。

蔦屋書店事業

当セグメントの当中間連結会計期間の業績は、売上高8,379百万円（前年同期比93.6%）、セグメント損失は190百万円（前中間連結会計期間はセグメント損失205百万円）となりました。

主力商品の売上高は、書籍5,336百万円（前年同期比94.6%）、特撰雑貨・文具1,633百万円（前年同期比99.4%）、レンタル261百万円（前年同期比69.2%）、賃貸不動産収入242百万円（前年同期比95.3%）、販売用CD92百万円（前年同期比81.8%）、ゲーム・リサイクル85百万円（前年同期比62.5%）、販売用DVD57百万円（前年同期比48.1%）となりました。

ゲーム・トレーディングカード事業

当セグメントの当中間連結会計期間の業績は、売上高252百万円（前年同期比124.5%）、セグメント利益29百万円（前年同期比609.9%）となりました。

スポーツ関連事業

当セグメントの当中間連結会計期間の業績は、売上高129百万円（前年同期比112.8%）、セグメント利益9百万円（前中間連結会計期間はセグメント損失3百万円）となりました。

訪問看護事業

当セグメントの当中間連結会計期間の業績は、売上高99百万円（前年同期比122.7%）、セグメント利益6百万円（前年同期比60.7%）となりました。

飲食事業

当セグメントの当中間連結会計期間の業績は、売上高588百万円（前年同期比104.8%）、セグメント利益14百万円（前年同期比127.5%）となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産につきましては、前連結会計年度末比966百万円減少し、14,814百万円となりました。これは主に、商品が490百万円減少した結果、流動資産が582百万円減少し、また、建物及び構築物が69百万円、リース資産が81百万円、敷金及び保証金が212百万円それぞれ減少した結果、固定資産が383百万円減少したことによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末比646百万円減少し、13,515百万円となりました。これは主に、買掛金が57百万円、短期借入金が100百万円、長期借入金が278百万円、リース債務が143百万円それぞれ減少したことによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末比319百万円減少し、1,298百万円となりました。これは主に、剰余金の配当を63百万円実施したこと、及び親会社株主に帰属する中間純損失を262百万円計上したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末と比べ77百万円減少し、901百万円となりました。

当中間連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は490百万円（前年同期比617百万円資金減）となりました。

これは主に、仕入債務の増減額が1,307百万円減少するとともに、棚卸資産の増減額が636百万円増加したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増加は74百万円（前年同期比55百万円資金増）となりました。

これは主に、敷金及び保証金の回収による収入が82百万円増加するとともに、敷金及び保証金の差入による支出が24百万円増加したこと、資産除去債務の履行による支出が31百万円増加したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は641百万円（前年同期比317百万円資金増）となりました。

これは主に、短期借入金の純増減額が100百万円減少した一方で、長期借入金の返済による支出が49百万円、その他財務活動によるキャッシュ・フローの支出が330百万円それぞれ減少したことによるものです。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当中間連結会計期間において、連結会社または提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(8) 生産、受注及び販売の実績

当中間連結会計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい増減はありませんが、主な販売状況は下記のとおりとなっております。

区 分		前中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)		当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	
		売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)
蔦屋書店事業	書籍	5,639,339	56.9	5,336,397	56.5
	特撰雑貨・文具	1,642,653	16.6	1,633,144	17.3
	レンタル	378,482	3.8	261,925	2.8
	賃貸不動産収入	254,486	2.6	242,496	2.6
	販売用CD	112,736	1.1	92,266	1.0
	ゲーム・リサイクル	136,392	1.4	85,308	0.9
	販売用DVD	120,110	1.2	57,749	0.6
	その他	561,048	5.7	543,173	5.7
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	109,008	1.1	127,430	1.3
	計	8,954,257	90.4	8,379,893	88.7
ゲーム・ トレーディング カード事業	外部顧客に対する売上高	202,518	2.0	252,212	2.7
	セグメント間の 内部売上高又は振替高				
	計	202,518	2.0	252,212	2.7
スポーツ関連 事業	外部顧客に対する売上高	101,898	1.0	110,003	1.2
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	13,109	0.1	19,709	0.2
	計	115,007	1.1	129,712	1.4
訪問看護事業	外部顧客に対する売上高	80,733	0.8	99,099	1.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高				
	計	80,733	0.8	99,099	1.0
飲食事業	外部顧客に対する売上高	562,153	5.7	588,973	6.2
	セグメント間の 内部売上高又は振替高				
	計	562,153	5.7	588,973	6.2
合計		9,914,669	100.0	9,449,890	100.0

(注) 1 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

2 蔦屋書店事業の「その他」は、図書カード他であります。

(9) 主要な設備

重要な設備の新設等

該当事項はありません。

重要な設備の除却等

当中間連結会計期間に完了した主な設備の除却等は、既存店7店舗の閉店であり、その内容は以下の通りです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	除却等の 完了年月	除却等による減少能力 年間売上額 (2024年10月期)
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 アクロスプラザ美沢店 (新潟県長岡市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2024年11月	210,537千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 佐久野沢店 (長野県佐久市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2025年1月	119,375千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 伊勢崎平和町店 (群馬県伊勢崎市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2025年1月	113,089千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 伊勢崎宮子店 (群馬県伊勢崎市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2025年2月	239,882千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 南大沢店 (東京都八王子市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2025年2月	128,272千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 ベルパルレ寺尾店 (新潟県新潟市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2025年3月	105,775千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 熊谷店 (埼玉県熊谷市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2025年3月	190,047千円

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,472,000
A種優先株式	15,000
B種優先株式	6,000
計	33,493,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,214,400	16,214,400	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は 100株であります。
A種優先株式	15,000	15,000		単元株式数は 1株であります。(注1)
B種優先株式	6,000	6,000		単元株式数は 1株であります。(注2)
計	16,235,400	16,235,400		

(注) 1. A種優先株式の特質及び内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 剰余財産分配額

基本剰余財産分配額

A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「剰余財産分配日」(剰余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本剰余財産分配額」という。)とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、剰余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(剰余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「剰余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本剰余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本剰余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。これは資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したものである。

4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = $100,000円 \times (1 + 0.08)^{m+n/365}$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.08) × y / 365

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をA種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、A種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったA種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただ

し、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 = A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数 × 上記4.(2) に定める基本償還価額相当額から上記4.(2) に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた優先配当金(転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。) ÷ 転換価額

転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、350円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年9月1日以降の毎年2月末日及び8月末日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社

債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii)普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii)取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv)普通株式の併合をする場合、調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i)転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(d)上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i)当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii)その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e)転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f)上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主に、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

8. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 優先順位

(1) 剰余金の配当

A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金、並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 異なる数の単元株式数を定めている理由

資本の増強に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したためである。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(注) 2. B種優先株式の特質及び内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を

む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6) 非参加条項

当社は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 剰余財産分配額

B種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び下記2.(3)に定める日割未払優先配当金を加えた額とする。ただし、本2.(2)においては、剰余財産の分配が行われる日(以下「剰余財産分配日」という。)が剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間である場合は、当該剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払優先配当金を計算する。なお、剰余財産分配額に、各B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(3) 日割未払優先配当金

B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金は、剰余財産分配日の属する事業年度において、剰余財産分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(4)に従い計算される優先配当金相当額とする(以下、B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金を「日割未払優先配当金」という。)

(4) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。

3. 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。これは資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したものである。

4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

B種優先株主は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式(当社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当社に対して金銭を対価としてB種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、B種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額の80%の範囲内において、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額の80%の範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

B種優先株式1株当たりの償還価額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び日割未払優先配当金を加えた額とする。なお、本4.(2)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金の計算における「剰余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて日割未払優先配当金を計算する。

(3) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるB種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

B種優先株式1株当たりの強制償還価額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額の2.0倍の金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び日割未払優先配当金を加えた額とする。なお、本5.(2)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて日割未払優先配当金を計算する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

B種優先株主は、以下の各号の日に該当するか又はいずれかの期間に属する場合、法令上可能な範囲内で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をB種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、B種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったB種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

2024年9月1日から2024年11月30日まで

2025年9月1日から2025年11月30日まで

2026年9月1日から2026年11月30日まで

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社がB種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数

× 上記4.(2)に従い計算される償還価額相当額（ただし、償還価額相当額は、「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。）

÷ 転換価額

転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、350円とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普

通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合

理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

8. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 優先順位

(1) 剰余金の配当

A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 異なる数の単元株式数を定めている理由

資本の増強に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したためである。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年1月31日(注)		普通株式 16,214,400 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000		100,000	6,334	23,617

(注) 資本剰余金を原資とする剰余金の配当に伴う積立による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社トーハン	東京都新宿区東五軒町6番24号	普通株式 3,526,400	22.55
株式会社ヒーズ	新潟県新潟市西区五十嵐3の町南3-26	普通株式 2,623,098	16.78
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12-2	普通株式 2,416,904 B種優先株式 6,000	15.49
清水 秀雄	新潟県新潟市西区	普通株式 697,500	4.46
清水 大輔	東京都千代田区	普通株式 296,200	1.89
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC /CLIENT ASSET (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	20 COLLYER QUAY , #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	普通株式 194,100	1.24
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通7番町 1071-1	普通株式 164,000	1.04
トップカルチャー従業員持株会	新潟県新潟市西区小針4丁目9-1	普通株式 143,812	0.92
株式会社本間組	新潟県新潟市中央区西湊町通3ノ町 3300番地3	普通株式 102,000	0.65
大越 絢子	新潟県新潟市西区	普通株式 74,000	0.47
計		普通株式 10,238,014 B種優先株式 6,000	65.53

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/CLIENT ASSET 194,100株

2 上記の他、当社所有の自己株式603,480株(3.7%)があります。

所有議決権数別

2025年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
株式会社トーハン	東京都新宿区東五軒町6番24号	35,264	22.60
株式会社ヒーズ	新潟県新潟市西区五十嵐3の町南3-26	26,230	16.81
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12-2	24,169	15.49
清水 秀雄	新潟県新潟市西区	6,975	4.47
清水 大輔	東京都千代田区	2,962	1.89
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC /CLIENT ASSET (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	20 COLLYER QUAY , #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,941	1.24
株式会社第四北越銀行	新潟市中央区東堀前通7番町1071-1	1,640	1.05
トップカルチャー従業員持株会	新潟県新潟市西区小針4丁目9-1	1,438	0.92
株式会社本間組	新潟県新潟市中央区西湊町通3ノ町 3300番地3	1,020	0.65
大越 絢子	新潟県新潟市西区	740	0.47
計		102,379	65.61

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 603,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,602,100	156,021	
単元未満株式	普通株式 8,900		
発行済株式総数	16,235,400		
総株主の議決権		156,021	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式80株が含まれております。

【自己株式等】

2025年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トップカルチャー	新潟県新潟市西区小針 4丁目9番1号	603,400	-	603,400	3.7
計		603,400	-	603,400	3.7

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年11月1日から2025年4月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当中間連結会計期間 (2025年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	988,928	911,513
売掛金	404,344	422,946
商品	6,920,010	6,429,012
前払費用	233,728	252,949
未収入金	190,612	141,422
その他	11,577	8,609
貸倒引当金	404	404
流動資産合計	8,748,797	8,166,049
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,154,457	1,084,588
土地	1,415,040	1,415,040
リース資産(純額)	1,941,896	1,860,229
その他(純額)	64,743	84,796
有形固定資産合計	4,576,138	4,444,654
無形固定資産		
のれん	118,213	107,626
その他	16,323	15,589
無形固定資産合計	134,537	123,215
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,138,293	1,926,191
その他	182,593	154,223
投資その他の資産合計	2,320,887	2,080,415
固定資産合計	7,031,563	6,648,285
資産合計	15,780,360	14,814,335

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当中間連結会計期間 (2025年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,230,455	3,173,061
短期借入金	4,500,000	4,400,000
1年内返済予定の長期借入金	587,887	567,883
リース債務	355,547	360,119
未払法人税等	38,643	20,020
賞与引当金	28,000	20,000
未払金	304,114	246,042
資産除去債務	3,127	
株主優待引当金	7,500	
その他	278,847	327,433
流動負債合計	9,334,123	9,114,559
固定負債		
長期借入金	1,607,793	1,329,639
リース債務	2,708,864	2,560,749
資産除去債務	181,437	183,616
長期前受収益	158	708
退職給付に係る負債	29,464	29,035
役員退職慰労引当金	62,941	62,941
長期未払金	21,267	20,826
長期預り敷金保証金	216,542	213,798
固定負債合計	4,828,468	4,401,314
負債合計	14,162,591	13,515,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	4,115,474	4,052,129
利益剰余金	2,361,594	2,623,820
自己株式	270,027	270,027
株主資本合計	1,583,851	1,258,280
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,902	118
その他の包括利益累計額合計	1,902	118
新株予約権	8,249	8,249
非支配株主持分	23,765	31,812
純資産合計	1,617,769	1,298,460
負債純資産合計	15,780,360	14,814,335

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
売上高	9,792,552	9,302,751
売上原価	6,542,389	6,096,363
売上総利益	3,250,163	3,206,387
販売費及び一般管理費	1 3,412,209	1 3,318,044
営業損失()	162,046	111,656
営業外収益		
受取利息	5,458	3,284
協賛金収入	2,569	7,952
原子力立地給付金	3,578	3,032
その他	11,263	12,238
営業外収益合計	22,869	26,508
営業外費用		
支払利息	53,252	62,034
その他	370	2,146
営業外費用合計	53,623	64,180
経常損失()	192,799	149,329
特別損失		
固定資産処分損		7,035
リース解約損	6,119	75,702
保険解約損		4,728
特別損失合計	6,119	87,467
税金等調整前中間純損失()	198,918	236,796
法人税、住民税及び事業税	19,007	17,383
法人税等合計	19,007	17,383
中間純損失()	217,926	254,179
非支配株主に帰属する中間純利益	691	8,046
親会社株主に帰属する中間純損失()	218,618	262,226

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
中間純損失()	217,926	254,179
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,712	1,783
その他の包括利益合計	3,712	1,783
中間包括利益	214,214	255,963
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	214,906	264,010
非支配株主に係る中間包括利益	691	8,046

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	198,918	236,796
減価償却費	204,897	202,663
のれん償却額	10,586	10,586
固定資産処分損益(は益)	-	7,035
保険解約損益(は益)	-	4,728
賞与引当金の増減額(は減少)	2,000	8,000
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,550	428
受取利息及び受取配当金	5,459	3,286
支払利息	53,252	62,034
売上債権の増減額(は増加)	61,241	18,601
棚卸資産の増減額(は増加)	145,478	490,997
仕入債務の増減額(は減少)	1,249,668	57,394
未払消費税等の増減額(は減少)	6,189	9,485
リース解約損	6,119	75,702
長期前払費用の増減額(は増加)	6,030	3,955
その他	93,092	44,241
小計	1,190,748	586,924
利息及び配当金の受取額	147	497
利息の支払額	53,252	63,433
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	30,583	33,984
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,107,060	490,003
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	34,178	40,142
無形固定資産の取得による支出	700	
投資有価証券の取得による支出		10,000
投資有価証券の売却による収入	30,277	
敷金及び保証金の回収による収入	49,132	131,308
敷金及び保証金の差入による支出	24,979	201
資産除去債務の履行による支出	2,251	33,375
保険積立金の積立による支出		4,068
保険積立金の解約による収入		29,528
その他	1,068	1,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,367	74,079
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)		100,000
長期借入金の返済による支出	347,338	298,158
リース債務の返済による支出	172,491	179,924
配当金の支払額	109,094	63,416
その他	330,000	
財務活動によるキャッシュ・フロー	958,924	641,498
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	166,503	77,415
現金及び現金同等物の期首残高	1,560,708	978,928
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 1,727,212	1 901,513

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、該当する事象はなく、当該会計方針の変更による前年中間期の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
給料手当	969,683千円	931,416千円
地代家賃	1,006,911千円	898,737千円
賞与引当金繰入額	28,000千円	20,000千円
減価償却費	178,689千円	189,102千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
現金及び預金勘定	1,737,212千円	911,513千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000千円	10,000千円
現金及び現金同等物	1,727,212千円	901,513千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月14日 取締役会	普通株式	その他 資本剰余金	46,832	3.00	2023年10月31日	2024年1月31日
	A種優先株式	その他 資本剰余金	60,000	4,000.00	2023年10月31日	2024年1月31日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	3,000	500.00	2023年10月31日	2024年1月31日

2024年1月15日開催の取締役会において、普通株式の配当金支払開始予定日(効力発生日)を2024年1月19日から2024年1月31日に変更する決議をしております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月13日 取締役会	A種優先株式	その他 資本剰余金	60,000	4,000.00	2024年4月30日	2024年7月31日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	3,000	500.00	2024年4月30日	2024年7月31日

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2024年1月18日に開催された第39回定時株主総会において、当社の業容及び損益の現状を踏まえ、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金及び資本準備金の減少を決議いたしました。2024年1月31日付で効力が発生し、当中間連結会計期間において、資本金の額を2,242,378千円、資本準備金の額を366,924千円を取崩し、その他資本剰余金に振り替えております。

当中間連結会計期間(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月12日 取締役会	A種優先株式	その他 資本剰余金	60,328	4,021.92	2024年10月31日	2025年1月31日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	3,016	502.74	2024年10月31日	2025年1月31日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月12日 取締役会	A種優先株式	その他 資本剰余金	59,506	3,967.12	2025年4月30日	2025年7月31日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	2,975	495.89	2025年4月30日	2025年7月31日

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	蔦屋書店 事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業	飲食事業			
売上高								
外部顧客に 対する売上高	8,845,249	202,518	101,898	80,733	562,153	9,792,552		9,792,552
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	109,008		13,109			122,117	122,117	
計	8,954,257	202,518	115,007	80,733	562,153	9,914,669	122,117	9,792,552
セグメント利益 又は損失()	205,217	4,825	3,261	11,226	11,420	181,006	18,960	162,046

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去です。

2 セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	蔦屋書店 事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業	飲食事業			
売上高								
外部顧客に 対する売上高	8,252,462	252,212	110,003	99,099	588,973	9,302,751		9,302,751
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	127,430		19,709			147,139	147,139	
計	8,379,893	252,212	129,712	99,099	588,973	9,449,890	147,139	9,302,751
セグメント利益 又は損失()	190,835	29,431	9,551	6,814	14,557	130,480	18,823	111,656

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去です。

2 セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業	飲食事業	
書籍	5,639,339					5,639,339
特撰雑貨・文具	1,642,653					1,642,653
ゲーム・リサイクル	136,392	202,518				338,910
販売用CD	112,736					112,736
販売用DVD	120,110					120,110
サッカースクール			101,898			101,898
訪問看護				80,733		80,733
飲食事業					562,153	562,153
その他	561,048					561,048
計	8,212,280	202,518	101,898	80,733	562,153	9,159,583
その他の収益(注)	632,969					632,969
外部顧客への売上高	8,845,249	202,518	101,898	80,733	562,153	9,792,552

(注)「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(レンタル事業、及び不動産の賃貸収入)であります。

当中間連結会計期間(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業	飲食事業	
書籍	5,336,397					5,336,397
特撰雑貨・文具	1,633,144					1,633,144
ゲーム・リサイクル	85,308	252,212				337,520
販売用CD	92,266					92,266
販売用DVD	57,749					57,749
サッカースクール			110,003			110,003
訪問看護				99,099		99,099
飲食事業					588,973	588,973
その他	543,173					543,173
計	7,748,040	252,212	110,003	99,099	588,973	8,798,328
その他の収益(注)	504,422					504,422
外部顧客への売上高	8,252,462	252,212	110,003	99,099	588,973	9,302,751

(注)「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(レンタル事業、及び不動産の賃貸収入)であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
1株当たり中間純損失金額()	14円00銭	16円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失金額() (千円)	218,618	262,226
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失金額() (千円)	218,618	262,226
普通株式の期中平均株式数(株)	15,610,920	15,610,920

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

1. 2024年12月12日開催の取締役会において、2024年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額

A種優先株式 60,328千円
B種優先株式 3,016千円

1株当たりの金額

A種優先株式 4,021円92銭
B種優先株式 502円74銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日

A種優先株式 2025年1月31日
B種優先株式 2025年1月31日

2. 2025年6月12日開催の取締役会において、2025年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額

A種優先株式 59,506千円
B種優先株式 2,975千円

1株当たりの金額

A種優先株式 3,967円12銭
B種優先株式 495円89銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日

A種優先株式 2025年7月31日
B種優先株式 2025年7月31日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年6月12日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本	間	洋	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸	田	力	也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トップカルチャーの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社の2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。